

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和元年 9 月 1 2 日 午前 1 0 時～午後 2 時 1 5 分

○開催場所

第 3 委員会室

○出席委員（8 人）

委員 長 中 島 由美子
副委員長 森 満 晃
委 員 福 田 俊一郎
委 員 川 畑 善 照

委 員 永 山 伸 一
委 員 新 原 春 二
委 員 福 元 光 一
委 員 成 川 幸太郎

○その他の議員

議 員 井 上 勝 博
議 員 帯 田 裕 達
議 員 石野田 浩
議 員 落 口 久 光

議 員 今塩屋 裕 一
議 員 松 澤 力
議 員 持 原 秀 行

○説明のための出席者

市 民 福 祉 部 長 上大迫 修
市 民 課 長 西 田 光 寛
環 境 課 長 上 口 敬 子
川内クリーンセンター所長 原 暢 幸
市 民 健 康 課 長 檜 垣 淳 子
保 険 年 金 課 長 山 元 茂
障害・社会福祉課長 南 輝 雄
高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 長 遠 矢 一 星
保 護 課 長 松 尾 和 俊
子 育 て 支 援 課 長 知 識 伸 一
育成支援グループ長 下 満 道 行

税 務 課 長 道 場 益 男

収 納 課 長 山 口 隆 雄

消 防 局 長 新 盛 和 久
警 防 課 長 小 倉 要 一
消 防 総 務 課 長 田 中 清 総
予 防 課 長 石 原 浩 之
通 信 指 令 課 長 坂 口 勝 彦

水 道 局 長 新 屋 義 文
水 道 管 理 課 長 草 留 隆 志
水 道 工 務 課 長 四 元 新 一
下 水 道 課 長 今 村 淳 一

○事務局職員

事 務 局 長 田 上 正 洋
課 長 代 理 久 米 道 秋

議 事 調 査 課 長 堀ノ内 孝
管理調査グループ員 堀之内 孝 充

○審査事件等

審 査 事 件 等		所 管 課
議案第 81 号	財産の取得について	消 防 総 務 課
議案第 82 号	薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	警 防 課
議案第 98 号	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	予 防 課
(所管事務調査)		通 信 指 令 課
議案第 83 号	薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水 道 管 理 課
議案第 98 号	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	水 道 工 務 課
議案第 99 号	令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算	
(所管事務調査)		
議案第 98 号	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	下 水 道 課
(所管事務調査)		環 境 課
		川内クリーンセンター
議案第 78 号	薩摩川内市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 課
議案第 98 号	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	
(所管事務調査)		
議案第 98 号	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	市 民 健 康 課
議案第 103 号	令和元年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	
(所管事務調査)		
議案第 98 号	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	保 険 年 金 課
陳情第 1 号	後期高齢者医療の医療費窓口負担の2割化に反対する意見書の提出についての陳情	(税 務 課)
(所管事務調査)		(収 納 課)
議案第 98 号	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
(所管事務調査)		高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
		保 護 課
議案第 79 号	薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について	子 育 て 支 援 課
議案第 80 号	薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 98 号	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	
(所管事務調査)		

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから、生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、ここで1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（中島由美子）それでは、最初に消防局の審査に入ります。

△議案第81号 財産の取得について

○委員長（中島由美子）まず、議案第81号財産の取得についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総）それでは、議案81号について、議会資料の1ページをごらんください。

財産の取得について、現在、東郷西分団鳥丸部に配備してあります消防ポンプ自動車の更新整備のための財産を取得するものでございます。財産の名称といたしましては消防ポンプ自動車で、数量につきましては1台、取得価格及び相手方については、記載のとおりでございます。

（5）財産概要をごらんください。車種は消防用車種でダブルキャブオーバー型、排気量は2,999cc、乗車定員は6人となっております。その他としまして、装備しておりますポンプは2段バランスタービンというもので、ポンプの性能は標準的なA型2級となっております。また、ホース延長を目的としましたホースカーなどを装備し、各種資機材を収納できる構造となっております。納期につきましては、令和2年明けて3月の下旬を予定しております。

なお、写真は、昨年更新配備した同クラスの消防ポンプ自動車です。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第82号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）次に、議案第82号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○予防課長（石原浩之）それでは、議案第82号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議会資料の2ページに記載がございますが、生活福祉委員会の資料を使って御説明いたしますので、生活福祉委員会の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

（1）改正の目的でございますが、消防局長のほうは8月28日の本会議の中で提案理由を述べておりますので、省略いたしまして、米印の政令の見直しの背景のほうから御説明いたします。

地方公共団体の手数料の条例に関する政令は、原則といたしまして3年ごとに見直しがされており、平成30年4月に見直しが行われました。今回は、令和元年10月に予定されている消費税及

び地方消費税の税率引き上げに向けて、手数料の標準額が改正されたことによりまして、薩摩川内市手数料条例の一部を改正するものでございます。

(2) 改正の内容になりますが、今回の手数料の改正につきましては、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所と浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所の許可申請に伴う手数料のみが対象となります。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

薩摩川内市手数料条例の別表第 1 になりますが、今回改正される部分の現行の金額と、改正後の金額を記載してございます。

9 の項 (2) オ (ウ) をごらんいただきたいと思います。危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満のものが、158 万円が 159 万円に、(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満のものが、194 万円が 195 万円に、

(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満のものが、226 万円が 227 万円に手数料が変更になるものでございます。いずれも手数料が高額となっておりますが、この理由につきましては、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に関する場合は、危険物保安技術協会へ審査委託をするためによるものでございます。

参考までに、(ウ) の危険物施設を本市に設置するといえますと、本市に入る手数料といたしましては、申請者から 159 万円の手数をいただきまして、90% の 143 万 1,000 円は危険物保安技術協会への審査委託の手数料となります。

資料の 1 ページにお戻りいただきたいと思います。

中段の (3) の改正に伴う本市の影響でございますが、本市には、今回の手数料の改正に該当するような施設はございません。

次に、(4) 施行の期日につきましては、令和元年 10 月 1 日からとするものでございます。

なお、今回の改正につきまして、総務省によりまして、平成 31 年 3 月 27 日から 4 月の 27 日まで、地方公共団体の手数料の標準に関する政令案についてパブリックコメントを実施しておりますので、周知期間は設けてございません。

○委員長 (中島由美子) ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員 (福田俊一郎) 市内には当該の施設はうちにあるということでしたけれども、ちなみにこの危険物の具体的なものというのは何なんでしょう。

○予防課長 (石原浩之) これは、浮き屋根式というものは、タンクの上にタンクの液面の量に応じて上下する屋根がついているものでございまして、それが通常 1 枚板のものと 2 枚板のものがございまして、地震が発生した場合に揺れを、振動を抑えるような形になっている今回の改正になるものは、1 枚板の屋根になるものでございます。浮き蓋式につきましては、タンクの上に固定式の屋根がありまして、その内部に浮き屋根式、先ほど説明いたしましたものがついておりまして、その部分が 1 枚板、2 枚板という形のものがございまして、今回、地震発生時の場合に、液面の壁に振動を与えないような形になっておりますシングルの板、1 枚屋根のものが対象となるものでございます。

○委員 (福田俊一郎) 聞き方が悪かったかもしれませんが、要するに、その施設の中に入れる液体か、固体か、それは何。

○予防課長 (石原浩之) 液体ですね。重油とか、原油とか、そういうものになります。

○委員 (福元光一) 手数料ということで、現地の現地検査とか、書類の検査とか、そういう手数料だと思うんですけど、県のほうに 90% は、よく県の機関のほうに行くということだったんですけど、あとの 10% で消防局は手数料を 10% もらって、極端な言い方悪いですけど、採算が合うのか。それ以上人件費に係るんだったらどんなもんかと思うんですけど、この検査の内容と、その 10% の手数料をもらってどんな影響というか、どういう状況なのか教えてください。

○予防課長 (石原浩之) 危険物保安協会への審査委託につきましては、特定屋外タンクを設置する場合には、設計段階におきまして特定タンクの構造、あと設備、消防法令に適合しているかということで審査・許可を行うものでございますが、どうしても基礎、タンクを据える基礎ですね。それと地盤、タンク本体の溶接等がございまして、どうしても特殊な技術を要するというので、危

険物の東京のほうにあります保安技術協会のほうに審査委託をしているものでございます。

そのほかに、うちのほうの手数料分は、事務の引き継ぎとか、いろんな許可書を発行する分がございまして、その分の手数料になっておりますので、別段10%うちのほうにいただいたとしても問題はないと考えております。

○消防局長（新盛和久） 少し補足説明しますと、この危険物の手数料というのは、役務費の性格がございまして、つまり、係る審査に対して利益を受ける方に対する受益者負担という観点から、これはいただいているというものになります。今、福元委員からあったように、この10%では足りないのではないかなという部分につきましては、これは役務費ですので、足りないといったら時間がかかるということになりますので、能力が低いというふうになってしまう恐れがございまして、これは、全国一律の手数料のほうをいただくというのが正しいというふうに思っております。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

それでは、委員外議員から質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） 次は、議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題と

いたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総） それでは、予算に関する説明書、第4回補正の43ページをご覧ください。

9款1項1目常備消防費では、補正額263万7,000円の増額です。

内容としましては、右側の説明欄になりますが、給料の調整によります減額、職員手当の減額、それと、共済費の増額でございまして。給料の減額につきましては、当初156人で算定しておりましたが、採用職員が1減になったこと等を調整しまして減額となっております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○警防課長（小倉要一） それでは、私のほうから所管事務につきまして一括して御説明申し上げますので、委員会資料の3ページをご覧ください。

1の白和町マンション建設現場不発弾処理作業について。

4月24日に白和町のマンション新築現場で発見された不発弾処理を6月30日に実施し、これに伴い、警戒区域内の225事業所476人の住民の皆様に、消防局、消防団150名で避難の呼びかけ、避難誘導、残留者確認等を実施し、計画時間内に全ての任務を終了いたしました。

下段2の消防団等充実強化アドバイザー研修について。

7月12日に、平成25年に施行された、いわ

ゆる消防団等充実強化法に基づき、本市でも地域防災力の充実強化を図る必要があることから、総務省消防庁の消防団等充実強化アドバイザー派遣制度を活用して、消防団員の確保推進等に必要な豊富な知識と経験を有するアドバイザーに認定されております松山市消防局の藤井警防課主幹に御来庁をいただき、消防団幹部を含め述べ40名を対象に研修会を開催いたしました。

続きまして4ページになります。

3の自主防災組織等の訓練状況について。

7月から8月にかけて4自治会128人の方々が参加し実施されました。

下段4の防災研修センターの利用状況について。

開館から8月末現在で3万4,205人の方々に御利用をいただいております。来庁された方々の市内外及び年代別は、資料に記載のとおりでございます。今後も引き続き周知・広報を積極的に行い、防災研修センターでの企画展等を開催し、市民の方々の防火・防災意識の高揚と利用促進を図ってまいります。

続きまして、5ページになります。

5の一般協力者表彰について。

川内南中の生徒3名が下校中、畑の中で倒れ気分不良を訴えている男性に気づき、救急車の手配や応急処置等をお互いに協力して実施し、救急隊に引き継いだ事案に対する救急関係にかかわる表彰でございます。男性につきましては、市内の病院に搬送し、病状回復後、無事に退院されました。消防局では、平成26年度から市内の全中学校の2年生を対象とした普通救命講習会を実施しており、これまでの受講者は延べ4,362名で、今回の受賞者3名は平成30年10月に受講済みの生徒でもあります。今後も引き続き積極的に講習会を開催し、市民、関係機関一体となった救命の連鎖の充実と、応急処置の普及に努めてまいります。

下段6の第48回九州地区消防救助技術指導会について。

7月19日に佐賀県消防学校で開催され、本市から団体種目で障害突破の部と、ロープブリッジ救出の部に各1チームが鹿児島県代表として出場しました。結果につきましては、障害突破の部で橋口チームが16チーム中第4位で、全国大会補欠という成績でございました。

続きまして、6ページになります。

7の消防署における訓練について。

(1)の耐暑訓練では、炎天下の過酷な現場環境を想定し、体力の錬成と自己能力の把握を目的に、西部消防署と中央消防署の施設を活用し、各職員が耐暑訓練を実施いたしました。

下段(2)の防災の日に伴う災害対応訓練では、地震災害に想定される消火栓使用不能時の遠距離中継訓練、地震の揺れで変形した座屈建物からの救出訓練などの対応訓練を実施いたしました。

続きまして、7ページになります。

8の消防団サポーター委嘱交付式について。

この制度は、消防団OBでもある消防団サポーターの方が、現役消防団員に対して災害活動時の経験等を御助言いただく制度で、任期の3年が経過したため、86名の方々に対し委嘱状の交付を行ったものであります。

下段9の初期消火選手権について。

昨年に引き続き、将来の防災の担い手となる子どもたちへの防火教育の充実を図るため、小・中学生を対象に、防災研修センターの消火体験施設を活用して、水消火器を使った消火の時間を競う初期消火選手権を実施いたしました。参加者は延べ162人で、小学校低学年、高学年及び中学生の各部の上位3名に対し、メダルと商品を贈呈しました。

続きまして、8ページになります。

10の第3回消防体験サマースクールについて。

小学校5・6年生を対象に、消防体験型スクールとして、中央消防署と防災研修センターを活用して開催いたしました。消防の仕事や火災発生のメカニズムについて学習し、地震の体験学習、消防車両の搭乗体験を実施いたしました。

下段11の感謝状贈呈について。

祁答院分署の放水壁に、郷土愛にあふれた壁画を描いていただきました。このようなふるさとを思う心が地域の安全安心につながるものであり、壁画の作成に携わってもらいました祁答院中学校の4名の生徒に対して感謝状を贈呈いたしました。

資料は9ページになります。

12の火災・救急の発生状況について、8月末現在での状況を御説明申し上げます。

(1)の表になりますが、火災は27件発生し、昨年同期と比較し1件の増、火災の損害額は

5,263万8,000円で、4,471万5,000円の増となっております。火災の損害額につきましては、建物の全焼火災が多く発生したことにより増加したものであります。救急件数につきましては2,875件で、48件の減となっております。

(1)の右側の小さい表になりますが、火災の死者は2名で、負傷者5名、死者2名の方は、いずれも放火自殺により亡くなられた方々です。

中段(3)の月別火災発生状況の令和元年度欄では、7月と8月は火災は発生しておりません。6月24日のたき火による枯れ草火災以来、火災が発生していない状況であり、今後も引き続き火災予防に努めてまいります。

救急の種別では、急病、一般負傷、転院搬送が多数を占めており、件数の内訳につきましては、昨年とほぼ同様となっております。

なお、(5)の表の下段に記載しておりますドクターヘリの要請につきましては、8月末までに116件要請し、うち59件が救急隊到着後の判断、天候不良及び重複要請等でのキャンセルとなっております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一） 防災研修センターの利用者数を書いてあったんですけど、やはりこの防災研修センターを利用した人には、利用済み、何かここに何でも利用しましたという、何というか、ここにワッペンみたいなのを差し上げるというか、利用しましたよというのをすると、やはり子どもたちも来るわけですが、やはりそういうのを経験すると、防災についての知識もまた上がると思いますから、そういうのも一つ考えてみてもらったらいんじゃないかと思いますので、答弁は要りませんので、そういうのを考えてください。何かあったら。

○予防課長（石原浩之） 子どもたちの利用者増にということで、昨年からなんですけど、全てを体験していただいた子どもたちのほうには、ガジャガジャちいって、消しゴムが入っているものがあるんですけど、そういうのをお配りいたしまして、子どもたちがまた次回来るようなという形で、利用者増に努めているところでございます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達） 二、三お伺いします。

きのうの一般質問でも私質問したんですが、全国的に西日本豪雨、北九州、それから鹿児島でも死者が出ているわけですが、その中で消防団活動のことも発表しました。確かに消防団の方々には大変お世話になったとか、感謝しているコメントも出ているようでございました。

そこでお聞きしたいんですが、消防団の開設、要するに、どのレベルで警戒本部が、もちろん市長が本部長になっているわけですが、どの時点で消防団の分団の詰め所ですね、詰め所の開設が行われる発令が出るのか。そしてまた、その発令が出た後の活動内容を教えていただければと思います。例えば、水位を見て回るとか、がけ崩れがあるんじゃないとか、例えば、独居者の避難を進めるとか、いろいろあると思いますが、主な点だけでもよろしいですのでよろしくお願いします。

○警防課長（小倉要一） まず1点目の自然災害時における消防団の詰め所への開設のタイミングについてでございますが、それぞれ台風の発生があった場合、風水害の可能性があった場合の基準がございまして、台風につきましては、暴風域に入る恐れがあるときに災害警戒本部が設置されます。流れ的には風水害も同じなんですけど、風水害につきましては、大雨洪水警報が発令になったタイミングが警戒本部の設置でございます。設置されましたら、消防団長、消防局長、それから担当の課所長は消防の警戒本部内に入りまして、そこで御審議をいただいて、詰め所に何名集まるかを御協議いただいて、決定した事項でお流しするというふうになってございます。

それから、2点目の詰め所に集まった場合の活動内容につきましてでございますが、各種方面からさまざまな情報等が寄せられます。例えば、大雨につきましては、河川の氾濫、増水状況であったりとか、細かく支流につきましても情報がありますので、その場合におきまして、危険な水位に達する恐れがある部分につきましては、巡回していただいて、河川の状況、それから、周りへの判

断状況を御確認いただく。あと、そういう恐れがあるところにつきましては、確認以外にも広報活動を実施していただくようにしてございます。この活動の内容の指示に関しましても、警戒本部にお集まりいただきました団長を初め、消防局長を交えた消防団幹部の中で活動方針を決めているというふうにしてございます。

○議員（帯田裕達）実は、樋脇でも独居のおばあちゃんが、消防団の方々が来られて、8・6水害のときも、ここはやっぱり危ない水域だったので、近くに娘さんが住んでいらっしゃいますから、そちらのほうに避難されてはどうですかと言って、そういう説明を受けて、そっちの娘さんのほうに一日だけ避難して、安心して寝れたという報告も私のほうにも聞いておりますので、今後とも消防団の方々には、大変でしょうけど頑張っていただきたいと思います。

○議員（井上勝博）先日、10時過ぎに樋脇町内で車の横転事故があって、それで、私も現場にちょうど差ししかかって、直後だったのかわかりませんが、交通整理も何もされていなかったというのがあって、交通整理というのは、消防署、消防局がやるものではないのかもしれませんが、その辺についてはどう、まあそういう横転事故があったりして通行ができない場合に、どういう段取りというか、交通の関係というのはどういうふうになっているのか教えていただきたいと思いますけども。

○消防局長（新盛和久）事故直後に通過されたということだと思いますけれども、消防隊員については、今委員からもあったように、交通整理をするということは、現場活動のほうを優先させますので、ほとんどございません。交通事故の場合には即警察のほうにも連絡を司令室のほうから入れますので、駆けつけられるわけでございますが、それがおくれた場合には、よく市民の方ですね。ドライバーの方が率先して交通整理をされたりしていただいていることもございますけれども、現状において消防隊が交通整理をするというのは、ちょっと不可能かなというふうに思っております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第83号 薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）議案第83号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案つづりの83の1ページになります。説明は、水道局の議会資料で行います。

今回の条例改正は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法令の整備及び経過措置に関する政令の交付により、水道法施行令の一部改正が行われました。この一部改正により、同政令を引用している薩摩川内市水道事業給水条例が、資料の表にありますように、改正後の同政令に第4条が新たに設けられたことにより、引用部分の給水装置の構造及び材質の基準が第5条から第6条に改正されたことで、規定の整備を行ったものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一）それでは、水道管理課・水道工務課分の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書第4回補正の32ページをお開きください。

4款3項1目水道費は、右側説明欄のとおり、温泉給湯事業特別会計への繰出金の調整でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第99号 令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第99号令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一）それでは、予算に関する説明書第4回補正の67ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、右側説明欄のとおり、4月の人事異動に伴う職員手当等の調整と、消費税及び地方消費税の確定に伴い、公課費を調整するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

65ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金による財源調整でございます。

次に、66ページをごらんください。

4款1項1目繰越金は、純繰越金の確定に伴い調整するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）先ほど条例でもあったんですけども、昨年12月に水道法改正がなされて、全国的にも定番になっていますけれども、この水道事業については慣例役所で、運営経営については民間が参入できるようになったというふうなことで、静岡県浜松市等もうそういった方向へ動いているようなんですけども、ただ、インフラにかかわることで私どものライフラインということなんです、コンセッション方式が導

入されて、日本の企業ばかりだけでなく、外資も参入ができるようになっていいると。そして、議会のほうでも、この参入については議会の議決もやるというような法律になっているようなんですけれども、今、本市の水道局においては、こういったコンセッション方式等について何か協議とか、あるいはそういう情報とか、何かそういうのがあるんじゃないかな。

○水道局長（新屋義文） コンセッション方式についてでございますが、今、浜松市というお話もございましたし、宮城県方式というので検討をされている部分もあります。今現在、水道局としましては情報収集段階ということでありまして、これまでの水道法でも民間は参入できたんですが、そのときには市町村は経営をやめて民間がするというので、今回のコンセッションは、市が経営権を持ちながら運営を民間がするという、そういう改正でございまして、そういう方法がどうかという部分も、今情報収集で各自治体の動きとか、またコンセッション方式のあり方とか、その辺を情報収集でやるということで御理解いただければと思います。

○委員（福田俊一郎） ぜひ情報収集をしっかりしていただいて、全国的にこのような経営、運営を民間が参入するというような動きになっているようですけれども、先ほどちょっと言いましたけれども、水道はやっぱりライフラインなので、採算が合うとか、民間経営で効率がよくなるとかはまた別に、やっぱり私どもの市民のライフラインということを念頭に置いて、ぜひ慎重にやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） 審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一） それでは、予算に関する説明書第4回補正の31ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

4款2項4目地域下水処理費13節委託料において、本年6月1日からのし尿収集料金の改定に伴い、永利浄化センターの汚泥処分費を含む委託料に不足を生じることから、50万円の増額を行うものであります。

続きまして、同じく予算書の41ページをお開きください。

8款5項4目下水道費の事項、下水道管理費において、本年4月の人事異動に伴う一般職10名分の職員給与費等50万7,000円を増額するものであります。

なお、下水道課分の歳入の補正はございません。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、下水道課の審査を終わります。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（中島由美子）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）予算に関する説明書30ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費266万4,000円の減は、人事異動に伴う人件費の調整でございます。

次に、下段の環境保全対策費9万1,000円の減は、県のウミガメ保護監視員設置費補助金の減額決定に伴う調整でございます。

次に、31ページをお開きください。

2項6目し尿処理費、汚泥再生処理センター施設管理費16万2,000円の増は、廃止した放流管の一部を掘り上げ、撤去するものでございます。昨年度、高城川敷地内にある放流管の撤去工事を行いました。県が施工中の須崎橋かけかえ工事の影響で、県道との設置部分が一部残っております。この部分について、県の工事進捗に合わせた撤去が必要であるため、今回補正をお願いするものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。

13ページをお開きください。

16款2項3目1節9万1,000円の減は、県のウミガメ保護監視員設置費補助金の減額決定によるものでございます。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

予算に関する説明書6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正の事項欄、上から二つ目の汚泥再生処理センター施設整備費運営事業、消費税及び地方消費税増額分、こちらを追加するものでございます。期間は令和2年度から令和8年度までの7年間で、限度額は5億3,369万2,000円です。消費税及び地方消費税の率改定などにより、平成20年度に設定した限度額に不足が生じるため、必要額について追加を行うものでございます。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）

予算に関する説明書の31ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費、説明欄の事項、川内クリーンセンター管理費は、人件費の調整によるものでございます。

それから、事項、最終処分場管理費の工事請負費1,787万9,000円の増額は、最終処分場の雨水対策に係るシート敷設工事で、内容につきましては、予算の概要を説明いたします。

第4回補正の概要5ページをお開きください。

（7）の最終処分場雨水対策事業で、最終処分場の一部約1,500平米に繊維補強型のゴム系のシートを敷設し、雨水を埋立地から周辺の雨水排水溝を通じて場外に排水しようとするものでございます。

図面を準備いたしましたので、生活福祉委員会資料の2ページをお開きください。

最終処分場内の右上の突起部分、網かけ部分でございすけれども、ここ約1,500平米を埋め立てまして、ゴムシートを設置し、雨水を排水するという計画でございす。左上の断面図のとおり、中央部を少し盛り上げまして、周辺部の雨水排水溝に雨水が流れるような構造にしたいと考えております。

また、その下のB部分の拡大図でございす。盛り上げた部分につきましては、埋め立て廃棄物等になっておりますので、シートと埋め立て廃棄物の間に不織布を敷設し、周辺部の固定はコンクリート部分に接着剤とフラットバーを用いまして、アンカーボルトで固定しようとするものでございす。

次に、債務負担行為の補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書 6 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為補正追加の 1 行目です。事項、川内クリーンセンター基幹的施設改良事業及び維持管理運営事業、消費税及び地方消費税増額分として、期間を令和 2 年度から令和 21 年度までの 20 年間、限度額は 2 億 8,459 万 8,000 円です。消費税及び地方消費税の税率改定などにより、平成 27 年度に設定した債務負担行為に不足が生じるため、必要額について追加を行おうとするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）最終処分場の雨水対策、これはこれで必要なこと、必要な工事とは思いますが、後の対策、まずその前に、県の処分場のほうへ掘り出して、運んで、そこにまた最終処分として埋め立ててきたところに、埋め立てたのが終わったところにシートをかぶせるという考え方でいいのかが、それが一つです。

あと、その後の、今全体であるその最終処分場が割合としてどの程度持ち出していて、全体の最終処分場としてですよ。どの程度持ち出していて、今シートをかぶせるの、まだ下のほうがずっとあるはずだもんで、今シートをかぶせるのは、約全体の何割ぐらいなのか。まず、ぜひこれは現地も後ほど提案するつもりなんです、今答えられる部分で、今あそこの最終処分場がどのような形になっているのかをちょっとお示してください。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）網かけ部分につきましては、最終埋め立て高は標高 20 メートルの高さまで現在埋め立てを行っているところでございます。搬出につきましては、最終年度にこの部分を搬出する計画ではあります。現在の搬出実績でございますけれども、図面の真ん中部分に掘削部分として、搬出実績、平成 27 年度から平成 30 年度まで 2 万 3,125.04 トンですね。令和元年度、今年度につきましても、7,300 トンほどを搬出する予定でございます。本年度終われば、あと 5 万 7,565 トン程度残る予定で、令和 7 年度までには搬出を終えたいというふうに考えております。その間、今どんどん埋め立て物が少なくなってきておりますので、雨水のたまる率が大きくなって

きております。網かけ部分につきましては、大体面積の約 4 分の 1 程度ぐらいになる予定でございます。この部分を雨水排水することで、雨水の処理をなるべくしないで済むように、最近のそういう集中豪雨の対策として、この部分の雨水を排水したいというふうに考えているところです。

○委員（永山伸一）ここの最終処分場、一旦埋め立てた後を、ここをエコパークへ運び出して、新たにまた埋めるという計画です。もうここ十数年の計画で、以前からすると、現地が随分どうなっているのかなという思いもありますので、委員長、ぜひ後ほど現地を確認をさせていただきたいと思っていますので、ぜひまた後ほど現地確認ができるのかどうか、そこら辺の一応希望をしておきます。委員会でお諮りください。

○委員長（中島由美子）また後で諮りたいと思います。

○委員（川畑善照）遮水シートを引かれて、そして、エコパークに持ち運ぶときの作業上、その遮水シートを傷つけるちゅうようなことはないんですかね。どのような程度まで持ち運びされるんですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）今掘り下げている部分につきましては、縦方向についてはまだ余裕があります。ただ、周辺部につきましては、シート敷設によるのり面ですね。のり面のシートがありますので、そこについては別途工事というか、そこを養生しながら取り崩していく作業もあわせてやっているところでございます。

○委員（川畑善照）やはり傷つけたら、またいろんな問題も出てくると思いますので、十分配慮をされて搬出のほうをしていただきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）私の理解が正しいのかどうかなんですけど、まず、この最終処分場からどんどんエコパークに持っていつている。この斜線の部分というのは、エコパークに持っていった後を埋め立てて、そこは雨水処理をするというのはもったいないから、遮水シートをして水が入らない

ようにしているというふうに理解したんですが、それでよろしいんですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）
この網かけ部分につきましては、最終埋め立て高まで埋め立てて、その上に排水用のゴムシートを敷設する予定でございます。搬出につきましては、最終年度になる予定としております。

○議員（井上勝博）また後ほど伺って聞きたいと思うんですが、ただ、ちょっともう一つ確認したいのは、これを全部、エコパークに全部持って行って、下のほうの遮水シートそのものは交換するんですか。それとも、交換はしないんですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）
遮水シート自体は敷設替する予定でございます。敷設替をしないとイケない時期につきましてはの基準に適合するように、新しい遮水シートを敷設するというで計画しております。

○市民福祉部長（上大迫 修）議員の質問なんですけど、全部取り除いた後、今後の仕様に耐えられるように、きちっと計画ベースでどんな仕様ですのかということを決めていきます。その上できちっとした対応をとっていくということになりますので。一応今の段階で張りかえることの方針ではありますが、要は、掘り下げた後、次の仕様に向けてどんな施設とすべきなのかというのは、適合した基準に基づいて必要な施工をするということでございますので、取り違えのないようにお願いしたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。あ

りませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、市民課の審査に入ります。

△議案第78号 薩摩川内市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第78号薩摩川内市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは、議会資料1ページのほうをお開きください。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の交付に伴い、住民票等への旧氏の記載が可能となったため、印鑑登録原票等にも旧氏の登録を行うとともに、LGBT等に配慮し、男女の別を記載しないこととするもので、下記の証明書におきまして、氏名の下段欄に旧氏を、生年月日欄の右の性別欄を削除するものでございます。

なお、性別欄の削除につきましては、総務省自治行政局住民制度課長から、男女の別について記載しない取り扱いについて差し支えない旨の通知がなされているところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）予算に関する説明書の19ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課関係分は、市民政策調整費におきまして1万7,000円の減額で、人事異動等による職員給与費の調整に伴うものでございます。

次に、22ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍住民基本台帳費におきまして2,000円の増額は、人事異動等に伴う職員給与費の調整と、印鑑証明の修正に伴う委託料と、支所間のシステム入れかえに伴い、遠隔調整を行うソフトの購入費でございます。

住民基本台帳ネットワークシステム事業費の24万9,000円の増額は、今回の旧氏併記や今後のシステム改修により、ネットワークの工程試験を行うための旅費を増額しております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）委員会資料1ページをごらんください。

6月議会時には調査中であると答弁しておりました庁内の各課の申請書等における性別記載欄の見直しの調査結果がまとまりましたので、御報告いたします。

調査対象期間は、記載のとおりでございます。調査内容は、各所管課で現在使用しております申請書・証明書等のうち、性別記載欄を設けているものでございます。調査結果でございますが、対象件数が148件ありました。このうち、見直し可能件数が55件で、このうち記入欄削除が33件、自由記入とするものが5件、空欄等とするものが8件、未定が9件となっており、見直し不可件数が93件となっております。

今後の見直し方針ですが、1、必ずしも記入欄が必要でないものは削除します。2、必ずしも必要ではないが、システム改修や規則等の改修を必要とするものは、今後のシステム改修時期に合わせて実施するとともに、規則等についてはできるだけ速やかに改正する。それまでの間は、記載のとおり、運用上の取り扱いにより対応するものとしております。3としまして、見直し不可93件のほとんどが、国・県などの定めにより様式が定めておりましたり、統計分析の必要性から記入欄が設けられているため、見直しが簡単にできないものとなっております。これらにつきましては、今後必要性を精査しまして、必要がない、または改善が可能と思われるものにつきましては、国・県へのほうにも要望を行うことと検討をしているところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、申請中等における性別記載欄の見直しについて説明いただいて、見直し可が55件あるということで受けたんですが、その中の未定というのが9件あると。この未定については、どういうことで未定なの。その中身を

ちょっと教えていただけますか。

○市民課長（西田光寛）規則改正が必要で、規則要綱等の改正が必要なもので、その判断がまだつかないという部分が9件ということで記載がなっております。

○委員（成川幸太郎）規則の改正ができて、その後、この9件については、規則の要綱改正なしが8件なんだけど、8件はもう見直しを行わないやつに入るといえることですか。

○市民課長（西田光寛）見直しを行う方向で検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）自由記載と空欄というのの違いとか、要するに、書いても書かなくてもいいですよというのと空欄というのがあって、空欄については、やっぱり書いても書かなくてもいいですよと。何か違いがよくわからないんですが。

○市民課長（西田光寛）ここの部分につきましては、私どももどうする方向が一番いいのかちゅう答えが、まだ出ていないところでございます。男女、そういうLGBTの方から一度声を聞いたことがあるんですが、その場合は、あの方々がおっしゃることには、男女というのと、どちらか答えたくないという記入欄があったら、それでもいいですよというアドバイスはいただいているところですので、そこを空欄とするのか、どういう記載にするかがちょっと、今後検討をさせていただきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（中島由美子）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一

般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）予算に関する説明書の30ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費439万9,000円の減額は、4月異動に伴う給与費の減額補正であります。

同じく事項、地域医療対策費1,134万7,000円の増額は、後ほど御説明いたしますが、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の増額に伴う一般会計からの繰出金の増額補正であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第103号 令和元年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第103号令和元年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）予算に関する説明書の123ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、事項、一般管理費1,134万7,000円の増額は、看護師一人の増と4月採用の職員の前歴換算に伴う給与等の増額補正になります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、説明書の122ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金1,134万

7,000円の増額は、先ほど説明いたしました特別会計歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、まず歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の26ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費の補正につきましては、人事異動に伴う人件費に係る減額補正でございます。

続きまして、30ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費につきましては、これも人事異動に伴う人件費に係る減額補正でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第1号 後期高齢者医療の医療費窓口負担の2割化に反対する意見書の提出についての陳情

○委員長（中島由美子）次に、陳情第1号後期高齢者医療の医療費窓口負担の2割化に反対する意見書の提出についての陳情を議題といたします。

陳情文書表については、配付してありましたので、朗読を省略します。〔巻末に陳情文書表を添付〕

それでは、本陳情について当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）国からの新しい情報等の提示がないため、補足説明するべきものは特にございません。しかしながら、議員の皆様

のほうも御存じだと思うんですけども、健康保険組合連合会が、団塊の世代が移行することに伴いまして、その拠出金等の不安に対しましての2割負担を求める提言というものを、この前、南日本新聞のほうに二、三日前に載っておりましたので、その情報については把握をしておりますけれど、それ以外に特段主だった情報というのは入っていないところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま説明がありましたが、陳情の内容等を含め、当局に確認したい事項があれば質疑を行い、その後、委員会の自由討議により審査を進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○委員（永山伸一）今、当局から、前回示された部分から変更等はないというようなことなんですが、確認ちょっとさせてください。財政制度等審議会、財政制度分科会において、2割に引き上げるべきとの改革案が示されたということ。それから、骨太方針で平成30年6月15日に、あり方を検討するということで進めたんです。これはもう全体のあり方を検討するということ。あと、この件については、先ほどちょっとあったけど、現在のところ、社会保障審議会、医療保険部会についても、現在も引き続き議論がなされているということが、まず一つですね。それと全体の、全国の動きということで、これに関係する後期高齢者医療広域連合協議会、ここについても、国に提出した要望書の中で、現状維持に努めることと、1割に努めるんだよということを言っている。やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対して十分な周知期間を設けて、国による丁寧な説明を行うことということを国に要望しているわけですね。あわせて、地方6団体、我々のこういった都道府県市町村においての動きとしては、全国知事会は、窓口負担については、国の責任において必要な医療へのアクセスが阻害されることがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討をするということで、国への要望が知事会から出している。まだ市町村は、町村会とか、市長会とか、そこはまだ出してはいないみたいなんですけど、今申し上げたこの件については、ここについては変わっていないという確認でよろしいんですかね。

○保険年金課長（山元 茂）ただいま議員が申されたとおりで、特にそれ以降、変更はございません。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）それでは、ここで質疑を一時中止し、委員会の自由討議を行います。御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）それでは、自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。

そのほか、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了いたしますが、本陳情の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○委員（永山伸一）採決のほうを求めます。

○委員長（中島由美子）採決の声がありますが、よろしいでしょうか。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論の声が上がりましたが、まず反対の討論はありませんか。

○委員（永山伸一）2回ほど継続にしている案件ですんで、早めに結論を出したほうがいいのかというふうに考えておる次第で、この窓口負担が2割になるというような動きが今あるということで、2割にしないように、1割を堅持するようにということで、国会へ意見書を出してくれという陳情なわけです。このことについては、今、当局にも確認しましたがけれども、全国の動きの中でも、これを採択して国会へ出しても、国会が、じゃあ、この意見書をどう取り扱うのかというのが一つありますけれども、現時点では、国がそれぞれの段階で議論がなされているということですので、今で自治体の、うちの市議会が国会に意見書を出すというのは、まだ時期尚早かなというふうに考えています。ある程度国の動きが明確になり、都

道府県やこの連合会ですね。広域連合の連合会等の動きも見極める中で、陳情を待たずしても、市議会としてもこういう部分が、1割を2割に上げるという部分がもし正式に示されるようであれば、市議会みずからが、やはり低所得者、高齢者の方々の負担をこれ以上ふやすということは厳しいということで、みずから陳情を待たずして意見書を、そういった方向が見えたらきちっと出すべきだということで、現在のところ、この陳情に関しては、もう長く継続しましたので、今回は不採択ということで採決のほうをお願いしたいと。この陳情に対しては反対ということをお願いしておきます。

○委員長（中島由美子） それでは、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 討論は尽きたと認めます。

採決は、起立により行います。本陳情について趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（中島由美子） 起立者ありませんので、よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） 審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） それでは、歳出から説明をいたします。

予算書の26ページをお開きください。

まず、3款1項1目、事項、社会福祉管理運営費及び次の同項2目、事項、一般障害者自立支援事業費につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整です。

次の事項、障害者自立支援事業費の補正は、在宅の重度心身障害児の看護を行う家庭の負担を軽減するため、訪問看護利用に係る経費に対して助成する制度を、県の補助事業を活用して創設するもので、1時間半までの訪問看護が医療保険の対象となりますが、これを超える部分について助成をしようとするものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

13ページをお開きください。

16款2項2目3節児童福祉費補助金のうち、在宅重度心身障害児家族支援事業補助金ですが、歳出で説明しました扶助費に対する県の補助金です。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査

を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） 出水市における女児死亡事件のことについて、先日、部長から説明があったところなのですが、その翌日の、当日にも当然説明されました。新聞記事では、出水市では一時保護を要請したということは言われていて、それまで川内でそういうことがあったという動きは記載されていなかったんですが、その説明のときに、部長が児童相談所に対して早急な一時保護を要請しましたということを言われました。ただ、その翌日の新聞には、児相の所長の話では、薩摩川内市に一時保護を求められた認識はないというふうに発言をされているんですけども、このところをもうちょっと具体的に、本当の事実はどうなのか教えていただけないですか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 私のほうからさせていただきます。

市のほうから一時保護を申し出た事実があるかということでございますが、9月6日の議員全員協議会の中で説明させていただいた中の一文ではございますけども、4月9日に要保護児童対策地域協議会を開催しました。その開催に当たりましては、警察からの強い要請があつて、会議に当たりましては、市も同じ考え方に基づいて、一時保護の必要性を強く要請をしたということで私どものほうとしては認識をしております。これが、児童相談所のほうはどう受け取られたかということについてのコメントはできないところでございます。ただ、申し上げましたとおり、9月6日の議員全員協議会におきまして、もろもろ関係機関においてのそごや意見の違いがあるということで、私どもが確認しております4月3日の事実、児童相談所と市のほうが家庭を、居宅を訪問したということ、それと、4月9日に協議会を開いた中でこういった要請を市のほうもしておりますということについては、説明を申しただけでございます。もうそれ以外の見解のほうを述べることはできない、すべきではないというふうに考えてございます。

○委員（成川幸太郎） その認識だと言われているんですけども、一時保護を要請したことに対

した文書なんですか。口頭なんですか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 協議会につきましては、担当者によりますケース会議ということでございますので、文書ではなく、会議の進行、運用に当たっての口頭での強い要請というふうに確認しております。

○委員（成川幸太郎） その要保護児童対策地域協議会での記録というものには、ちゃんとそれは残っているということによろしいですか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 協議会の記録をどのような形でしているかということでございますが、この点についてどういった記録が残っているということについてはお答えできないところではございますが、警察、市のほうで強く要請したということについては事実であると、私どものほうとしての認識で説明をさせていただいてございます。記録の内容がどういった形でそこに記述が残っているかということの発言のほうも、差し控えたいというふうに考えております。

○委員（成川幸太郎） その内容については話ができないということで、わかるとしても、その会議の記録は、自体は残っているということではないですか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 通常の相談支援記録等について記録があること及び、その中に書かれた個人的なプライバシーに関すること及び、各機関のほうがどういった形でしたのかということについては、特定の秘匿性の高い個人情報に関係し、関係機関の相互の連携に関することですので、基本的には触れられるものではございませんので、私のほうとしましては、そういうふうに発言をしたということを確認して説明するだけにとどめさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員（成川幸太郎） いや、僕は個人的なあれじゃなくて、ただ、要保護児童対策地域協議会というのが開かれたと。会議が開かれたとすりゃ、そういう会を開いたんだよというところで、大まかな議題としての記録は残してあるべきだと思うんですけども、それはあることはあるんですね。中身じゃなくて、記録があるかどうかということですよ。

○市民福祉部長（上大迫 修） 協議会が開催され、その中でそれぞれが情報を共有し、今後の

対応について協議した内容については、それぞれが確認しておりますので、それぞれで記録等は存在するというふうに考えます。

○委員（成川幸太郎）わかりました。それはそれでいいんですけども、市としては一時保護を要請したと、認識はしたということで、児相のほうは認識はしていないということなんですけども、そのときの速やかな一時保護をという、早急な一時保護を要請するということだったと。早急な一時保護を要請して、児相から何も連絡が来なかったから一時保護されなかったということなんですけども、その後、1回、9日の協議会の後、要請をされた後、児相の対応というのを確認されたことはなかったんですか。1回要請を出しましたよね。で返事が来ない。来ないけども、じゃあ児相の対応は、要請したことに対する返事はどうなんだと。もう本当せんでいいという返事が来たのか。出水の場合だと、返事は来なかったとなっていましたですね。川内の場合の要請で……。

○市民福祉部長（上大迫 修）会議の中で要請をして、文書でしたものではないというふうな説明をしたところでございますが、会議の中では、次回、保護事案に該当することになった場合については、そういった対応を行うことをケース会議の中で確認をしたということでございますので、児相のほうから後日においてそういった形のものは、要するに、協議の形態であったというふうに考えております。

○委員（成川幸太郎）ちょっと食い違つとる。児相に対して一時保護の要請はされたんですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）協議会という担当者の会議の中で、事案的には、一時保護に速やかな対応をとるべき案件ではないのかということを上上げたということを、4月9日の事案として説明させていただいたわけでございますので、それに対して、最終的に協議会の中で、状況の確認としては、次回このような保護事案になった場合については一時保護しますよという形の状況確認をお互いしたということでありまして、それ以上の対応も、それ以下の対応もなかったということでございます。

○委員（成川幸太郎）協議会の中では意見が出て認識はしたけども、児相に対して一時保護を要請はされていないということなんですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）会議の中で、私どもの認識として、警察とも同じであります、一時保護すべきということは主張したということでございます。これを議員が言われる文書によってしたのかどうなのかということについては申し上げていないわけでありまして、要請をしたという事実ではあります。そういうふうに捉えていただくべきかと思います。

○委員（成川幸太郎）わかりました。要請は薩摩川内市はちゃんとしたということで捉えて、児相のほうはそういう認識はないけどもということで、児相からの一時保護の指示はなかったというふうに捉えてよろしいですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）児相のほうからどういった形であったかというのは、お答えはできません。要するに、私は事実として4月9日要請をして、そういう確認がされたということでございますので、児相のほうからの回答がどうであったかと、恐らく会議の中で確認をしたところまでだったというふうに思いますが、コメントできないところでございます。

○委員（成川幸太郎）もう終わりますが、そのところが、要請をして児相が決断せんと保護できないということでされていきますから、児相に要請をしたのに、児相からの返事を確認できていないというのも、ちょっと何か不思議な気がするんですけども、できたら早急に、その要請をしたときに即その結論が出なかったにしても、じゃあ、どうすべきか、一時保護を見送るのか、すぐすべきかという確認はするべきだったのではないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○市民福祉部長（上大迫 修）回答の仕方がちょっと難しいんですけども、協議会を踏まえまして、その後においては、保護事案が発生しましたら対応していくという形を確認したわけでございまして、それ以降、見守りを保育園にお願いをしたり、私どもとしていろいろアプローチをしたり、確認をしたりという形をしておりますので、見守りを継続していくという形で作業が進んでいたということでございます。

○委員（成川幸太郎）ちょっと待つて。もう終わります。もうこの結果については、厚生労働省が調べたことがどういうふうに調べた結果を報告するかを待たないと、具体的にはしゃべれない

ということですね。

○委員（新原春二） この件については、プライバシーの問題あるいは個人情報の保護の問題、非常に苦しい部長の答弁ですけども、この間、事件があつてから、市の障害・社会福祉課、それから警察、児相含めて、大変な御努力をいただいたということについては大変感謝をしておりますし、二度とこういう事件が起きないように、どう今から対策を立てていくかというのが重要になってくるんだろうと思います。

しかし、この種の関係については、いろんな事象が統一をされてない、非常に事件事件で多種多様な問題が含まれている問題であるというふうに考えます。ただ、このネグレクトの関係と暴力の関係が、今回の事件の一つの根本になってくると思うんですけども、暴力の関係につきましては、これはもう即座に、即座にもう取り上げないといけないんですけども、今回も3月から4月にかけてネグレクトの事象が出ている中で、これをどう処理をしていくかちゅうことで、初動の段階で非常に迷われたというのは、私も事件を見ていて非常に感じるんですけども。このネグレクトの段階で、私はこれはもう虐待だというふうに思っているんですけども、どの段階で、どうこれを処理をし、児童相談所に一時保護を求めていくのかちゅうのが、薩摩川内市に今回問われた事象じゃないかと思うんですね。

今後こうしたネグレクトの関係の一時保護をどうするかちゅうことが、私は非常に問題になってくるんだろうと思いますので、よくそこら辺をきちんと整理をしていかなきゃいかんのかなと思います。特に保育園から申告があつた場合、あるいは周辺の地域からあつた場合、これはいろいろ各種それぞれあるんですけども、今回はもう事象として夜間に三、四回保護をされているという事象が、これは事実としてあるわけですから、そういうようなもののネグレクトに関する一時保護の問題をどうしていくかちゅうことを、今後していかなあかん問題ですけども、そこら辺の感覚といいですか、これはもう一概に何回すればどうだというふうにでもならんですけども、そこら辺はある程度認識をしていないと、この種の問題はさらに大きくなっていくんじゃないかと思います。それに対するネグレクトに関する一時保護の関係につ

いては、福祉事務所あるいは障害・社会福祉課としてどのような感覚を持っていच्छいますか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 委員の発言の趣旨をつかみかねる部分もありますが、言われているのを要約しますと、今回の事案等があるけども、一般論という言い方はちょっとかなり窮屈な言い方ではありますが、ネグレクト等に関して地元から、もしくは、いろんな施設のほうから通報があつた場合にどのように対応していくのかということで、考えているのかといったところでございます。

まず冒頭に、今回の事案につきましては、さきの議員全員協議会の中でも申し上げましたとおり、どのような状態、事実確認のもとにどのような対応をとったのかという事実確認とあわせて、今後の対応のあり方については検証をしていくということをお願いしております。

通常、ネグレクト等について、一般市民の方々から児相に直接通告がある場合もありますし、私どものほうに情報が寄せられて、私どものほうが児相のほうに連絡をして対応していくという場合がございます。いずれにしましても、そのような情報が寄せられたときには、対応の方針としまして、一刻も早くそういった状況の子が、現状がどうであるのかという確認をするために、限られた時間ではありますが、児相と警察と連携をして、現地に赴いて、現状を確認するというのを第一の作業としております。その中で、もし虐待と言われる事実等のものが確認できたら、直ちに児相のほうに、児相のほうの判断として一時保護、もしくは施設への入所というのが進んでいく過程となります。仮に虐待の部分が確認できなかったとしますと、今回の事案のように経過を見ていくという形になりますので、その経過の過程において面倒を見ていないような状態、もしくは、そういうのが当然に予測されるということになれば、保護と母子分離的な部分の作業に入っていくという形になっていますので、基本的には、事案が認知できましてから現場を確認し、見守って状況が進展したら、一時保護していくという流れと対応のほうは今もとれているとは思いますが、今回のことを踏まえて、私どもとしても検証、あり方の検討は進めていきたいと、そういうスタンスでし

ているところでございます。

○委員（新原春二） 基本的な部分でよくわかりました。ただ、判断に非常に迷うというのが、このネグレクトの関係だと思うんですね。今回の事件は、結果的に4回あったので一時保護せんかったのかちゅうような指摘があるようですけども、要するに、この場合に非常に母親が保護通知をすれば、すぐ迎えに来るという、それでまた、子どもも非常に母親になついているちゅうことも含めて、その対応が非常に難しかったんだろうというふうに思います。

ただ、これからの問題として、やっぱりそうした事案が発生したら、地域周辺、それからまた、保育所に入っていれば保育所、幼稚園、そういうものと連携をとって、もう早めの対応を今後とっていく必要があると思いますので、ぜひ、非常に判断は迷いますが、勇気あるやっぱり判断をしておく必要があるんじゃないかと思いますので、これからもまた頑張ってください。

○委員（川畑善照） 障害者施設の件でちょっと問い合わせがあったものですから。今現在、障害者施設ちいうたら、例えば、亀山苑とかがあるようですが、ここの施設が何か待ちがすごく多くて、行くところがないということを聞いているんですよね。それと、ほかに施設があるのか、新增設の考えはありますかということと、それから、預けられないからサポートをお願いしているけども、鹿児島市と比べたら薩摩川内市は時間が短いということも聞いているものですから、何か調べられたことがありますか。それをちょっと教えてください。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 障害者施設につきましては、今お話があったように、なかなかそういう施設に入所したいけども入れないという事情は確かにあるようでございます。当然にその障害の種類にもよるんですけども、施設自体が少ないというのが実態にあるようです。そうした中で、市として新しい施設をふやすということもできませんので、当然民間のそういった法人なりが、そういった部分に取り組んでいただかないといけないという部分はあろうかと思います。その中で、今後、いろんな種類の施設あるんですけども、地域密着型といいますか、そういった施設をふやそうという動きがありますので、そういつ

たのを見守っていきたいと思っております。

○委員（川畑善照） できればそういう施設を、そういう機運が生じるように、やっぱり役所も主体となって進めていただきたいということの要請と。

それから、サポート期間があるんですかね。サポートの時間が短過ぎて、ほとんど配偶者が動けない状態だと。そうになると、どこの預けようもないし、自分の仕事にも影響するということを聞いたものですから、そうであれば、サポートをする時間ができれば、隣接市町村なり鹿児島市なりを調べられて、それで長時間にできればいいんですけどということだったんですが、それを教えてください。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 時間が短くてとおっしゃっている部分が、具体的にどういった事例なのかがちょっとわからないので、非常に申し上げにくい部分もあるんですけども、先ほど予算のところの説明をしました訪問看護、今まで医療の保険で1.5時間までは対応ができました。ところが、それを超えた部分については、医療保険の対象外ということでできませんでしたのを、今回、この障害・社会福祉課の制度で超える部分も助成をしていきたいというぐあいにしておりますので、そういう意味では、訪問看護等の時間が今まで短くて対応1.5時間までしかできなかった部分を拡大していくという部分がございますので、その部分はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） この女児死亡事件のことですが、経過のことじゃなくて、そもそも全員協議会で聞いたときに、体制の問題で、4人の嘱託員で対応をされているというふうに聞いたわけですけども、嘱託員というのは、やはり勤務時間も制限もされておりますし、このように夜中の起こる事件とか、そういうものもあるわけですが、果たして嘱託員4人の体制でこれからもそういう対応ができるんだろうかという問題については、どのようにお考えなのかなということなんですが。

○市民福祉部長（上大迫 修） 具体にその

4名で足りているのかどうなのかということについては、なかなかの話は難しいんですけども、市長が全員協議会の中で申しましたとおり、北薩地域において振興局に児童相談所を設置してほしい。これは常々の連携、要するに、近年、面前DVを含めて事案等がふえてきておりますので、そういった意味からしますと、身近に即対応ができる一時保護等を持ったような児童相談所の設置を要望しているところでございますので、現状としますと、十分足りているとかいうことではなくて、厳しい状況であるということとは言えますが、現実的に今のこのような状況の中でどうこうというのは、ちょっと細かな部分については説明をするというのは違ったシグナルが出てしまう可能性もあるので控えたと思います。私どもとしますと、きちっと地域におけますこれらの課題に対して、対応をできるように体制を整えていくという姿勢で取り組んでおりますし、県に対しても、その設置について要望をしているということで御理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議員（井上勝博）児相を、身近なとこに児相があれば、それはもう、そのことがいいことだと思うんですけども、ただ、市としての体制は整えていきたいというお話だったんであれなんです。嘱託員だけではやはりどうしても対応できないというケースというのは、やっぱりこれからも出てくる可能性はあると思うので、やっぱりそういう、誰かが全員協議会の中でも、プロをやっぱり養成する必要があるんじゃないかという話があったんですが、そういう方向を検討するべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）その点については御指摘のとおりだというふうに考えてございますので、今回の検証等も通じながら、体制としてどれだけの専門性等を含めた体制、対応が必要なのかということについても、整理をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたいと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。
ここで、休憩します。

再開は、おおむね13時といたします。

～～～～～～～～
午前11時53分休憩
～～～～～～～～
午後 1時 開議
～～～～～～～～

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（中島由美子）では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、まずは歳出から説明させていただきますので、第4回補正予算書の27ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費の説明欄に記載の老人福祉管理運営費は、人事異動に伴う給与費等の調整のほか、平成30年度に鹿児島県が新設しましたシニア元気いきいき活動体制づくり補助金に1団体の取り組みを申請したところ、交付決定を受けましたので同補助金を計上しております。

次に、同款同項3目介護保険対策費の説明欄に記載の介護保険対策費は、先ほどと同様人事異動に伴う給与費等の調整であり、次の介護基盤緊急整備等事業費は、平成22年、平成23年度に同事業補助金を活用し、整備したグループホーム1カ所が、本年4月より2ユニット18床のうち1ユニット9床を用途廃止し、有料老人ホームに転用したことから、補助金の一部を返還する返納金を計上しております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、13ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、2節老人福祉費補助金は、先ほど歳出でも説明しましたシニア元気いきいき活動体制づくり支援事業費補助金で、補助率は2分の1になります。

次に、16ページをお開きください。

21款5項4目雑入は、先ほど説明しました補助金返納に関するもので、国県への返還分を同額

該当事業者から返還していただくものになります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、生活福祉委員会資料の３ページをお開きください。今年度の敬老金等の支給についてです。

まず、１の支給日はあす９月１３日を予定しております。また、２の支給対象者は、（１）の基準日は９月１日現在であり、（２）の対象者としては、これは８月１６日現在の数字になりますが、１００歳以上の方が１２５名、８８歳の方が６７０名になります。なお、（５）の支給金等については、昨年と変更はございません。

次に、３の配付者等についてですが、（１）の最高齢者は里町にお住いの江口マツヨ様、１０８歳になりますが、平成２９年度に最高齢者になられているため、最高齢者の祝い金２０万円の本年度支給はございません。

また、（２）、（３）に記載のとおり、１００歳以上の方と施設入所者については、市長を初めとする市のほうで、在宅の８８歳の方については、民生委員の方々に御協力をいただき配付を行う予定です。

４の高齢化率等については、参考データとして、本市の高齢化率や、国、本市の平均寿命について掲載しているほか、右側４ページには、地域別の支給対象者数を掲載してありますので御参照ください。

以上で、資料の説明は終わりますが、１件お知らせがございます。

あす９月１３日に、認知症施策のさらなる充実を目的に、本市、川内市医師会、薩摩郡医師会及びビーザイ株式会社の４者で、認知症とともに生きる地域づくりに関する連携協定を締結する予定としております。締結後には、主要事項処理経過報告書で報告させていただきたいと思っております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、高齢介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第９８号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第９８号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）補正予算につきまして、説明をいたします。

初めに歳出から説明いたしますので、予算に関する説明資料の２９ページをお開きください。

３款４項１目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきましては、減額補正を行うものであります。補正の内訳につきましては、４月の人事異動に伴い、給料、職員手当等を減額、委託料につきましては、生活保護システム、マイナンバー情報連携対応システム回収業務委託料を増額するものであります。

続きまして、歳入について説明をいたします。

１２ページをお開きください。

１５款２項２目民生費補助金、４節生活保護費

補助金につきまして、増額補正を行うものであります。補正の内訳としまして、マイナンバー情報連携対応システムの改修に伴う費用として、3分の2の補助金を受け入れるものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）今の説明の中で、マイナンバーのシステム改修というお話があるんですが、生活保護の関係と、このマイナンバーとどういう関係なのかを、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○保護課長（松尾和俊）現在のシステムについても、順次マイナンバーシステムのほうと連携をさせるように、今、図っているところでございます。今回の補正につきましては、平成29年度に進学準備支援金ができただけで、その分の補正を出すものでございます。

○議員（井上勝博）今までも、いわばマイナンバー、この保護を受けている方や、今、進学準備支援金って、保護を受けている方のお子さんのこととか、そういうのがマイナンバーを提示して何か申請するとか、そういう形になっているんですか。

○保護課長（松尾和俊）現在では、直接マイナンバーとの連携はまだできていない状況でございます。申請のときにも、マイナンバーの提示というのは、求めています。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（中島由美子）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第79号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第79号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第79号について御説明をいたしますので、議会資料の2ページをお開きください。

一つ目に主旨といたしまして、市立のへき地保育所である里保育園及び下甕保育園につきまして、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法等の一部改正によりまして、3歳以上の子ども及び保護者が市町村民税世帯非課税者である3歳未満の子どもにかかる保育料を無料とするほか、必要な規定の整備を図ろうとするものでございます。

二つ目、概要といたしまして、（1）子ども・子育て支援法の一部改正において、改正された用語について、本条例で使用されているものを改正します。

二つ目、3歳以上の保育認定子ども及び保護者が市町村民税世帯非課税者である3歳未満の保育認定子どもにかかる保育料につきまして、無償化、現物給付に必要な規定を整備するものでございます。

アといたしまして、3歳以上の保育認定子どもにかかる保育料は全て無料となります。

イといたしまして、3歳未満の子どもにかかる保育料は、市町村民税非課税世帯に属するものを無料とするということになります。

3番目、保育料以外の保護者からの実費負担を求める事項について、規定を設けるものでございます。

一つ飛んで（5）番、附則において、本制度施行前に必要な手続等を行うための規定、本年度に限り、保育料の改定時期を10月とするための規定を設けます。施行日は10月1日でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第80号 薩摩川内市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）次に、議案第80号 薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第80号について御説明いたします。

議案上程後、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る基準の一部を改正する内閣府令に係る制度が、8月30日に官報に掲載され

たことに伴いまして、本条例の訂正を行いました。

訂正の内容は、文言の修正及び引用法令の条項等を修正してございます。訂正後の条例につきましては、訂正後の議会資料のとおりでございます。今回、訂正が生じましたことにつきましては、本当に申しわけございませんでした。

それでは、御説明いたしますので、当初お配りいたしました議会資料の3ページをお開きください。

1番目といたしまして、主旨といたしまして、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして、同基準に従うべき基準として、本条例に定める保護者からの徴収金のうち、食材料費に係る取り扱いのほか、必要な規定の整備を図ろうとするものでございます。

概要は、一つ目、子ども・子育て支援法の一部改正において、改正された用語について、本条例で使用されているものを改正するものでございます。

二つ目、利用者負担金等の徴収について、保育料以外の実費徴収分のうち、食材料費、副食費については、次に掲げる教育・保育給付認定子どもを除きまして、保護者の負担となります。

アといたしまして、1号認定子ども、教育認定のお子様でございます。

（ア）市町村民税所得割課税額7万7,101円未満の世帯の者。

イといたしまして、国の算定基準によります第三子です。イといたしまして、2号認定子ども、市町村民税所得割課税額5万5,700円未満の世帯の者。イといたしまして、世帯のうち市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親家庭、障害者同居の世帯の者。それと、国の算定基準によります第三子でございます。

ウといたしまして、3号認定子どももでございます。

三つ目、その他用語を変更修正するものでございます。施行日は10月1日となります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）説明はいただきまして、いろいろ今まで保育連合会や園長会の中で、いろいろ議論はされて、それぞれ各課対応をしていただいたことに、まず感謝を申し上げます。

特に新制度でありまして、緊急な発生もあったりしまして、それぞれ対応が難しかったと思いますけども、一つ一つ丁寧に説明いただいたということについて、ありがたいと思います。

まず、一つ目は保護者が支払う分が、今回保育料のみを国が支払うと。それで、食材費や副食費については、各家庭の保護者が負担をしていただくということになって、実質保護者の負担が軽くなったという意味では非常にありがたいことだというふうに思います。

ただ、今まで保育料として副食費も合算をされて、支払いが保護者からされていたということで、副食費と保育料の関係が全く区分けができていなかったという一つの大きなものがあって、今回副食費と保育料がきちんと分けられたということによって、非常に保護者も保育園のほうも混乱をされたというのは事実だというふうに思います。

その中で、今、かなり制度がきちんとわかってきて、園長さんたちも理解がされて、それぞれ保育園の中で、徴収も含めて説明がもうされているという状況が、今の現状だと思います。

それについては何も問題はないんですが、保護者あるいはまた保育園の園長さん、園長さんというか保育園としては、やっぱり食材費については市で持ってほしいというのが、まだ現在要望としてあるようであります。

これはさておいて、今回4,500円という副食費の設定が、国のほうから示されてきたんですね。これは義務じゃなくて、それは変動はあるというふうにされていますけれども、薩摩川内市の保育連合会としては、4,500円に徴収をしましょうということに、今、動いているようです。そういう説明がなされているようです。

ただ、今まで保育料と副食費と一緒に払った関係で、その副食費の限度額というのが、なかなか4,500円でできるのかどうかというのが、今、非常に不安を持っていらっしゃる事項であります。

今までだったら大体5,500円から6,000円の食材費を、今まで出していたということになりますから、今回この分が

4,500円を引いて、国から保育料として来た場合に、目減りがするんじゃないかというのが一番の心配事なんです。

そこら辺のことが、今、国から、今、保護者が出している保育料と、国が出してもらえる保育料の差額があるのかなのかというのが一番心配ですけども、そこら辺はどうなりますか。

○子育て支援課長（知識伸一）確かに4,500円おかず代ということで、国から示されたところでございます。我々も保護者の方々に通知ですとか、それから保育園の会議なんかでも、いろいろあれしたんですけど、お話を伺いますと、それ以上かかっている場合もあるし、中にはそれで収まっているところもあると思います。

国はあくまでも、基本的に360万円未満の世帯はおかず代も国のほうが運営費で出すようになるものですから、その基準で4,500円というのを出しているところでございます。

それで、我々もそれより足らない場合ということとは想定するんですけど、なかなか難しいところもありまして、そこはもう園のほうで決めていただいて、場合によっては、その4,500円を超える給食費を設定されるというのは、そこは園の御判断になると思うんですけど。

今、おっしゃることはよくわかるんですけど、なかなかお答えがしづらいところもございまして。我々とすれば、国のほうの新しい制度でございまして4,500円というのが、360万円未満の世帯については国の制度で。

それから、2人目半額、3人目無料の、今、薩摩川内市が先行している実施のところにつきましては、次のほうでまた、予算のほうでお願いをしようかと思っていたんですけど、そういう多子世帯につきましては、少しでも補助ができるような形ということで、今のところは考えているところでございます。

○委員（新原春二）そのことは理解をします。ただ現在、現場段階で4,500円をもう徴収されるということは、今、ほとんどそういうことで動いていらっしゃるから、その4,500円を徴収されるんだと思います。

ただ、そういった場合に、今まで保育料は、例えば1万円副食費も含めて払いをしようとしたのが、まだ4,500円ですから、その上の分が保育料

ですよね。だから、その保育料が国からこの支給される保育料と同額なのか、それよりプラスされてくるのか、そこら辺がなかなか、今は保育園もわからんもんだから、予算も組めない状況が発生をしているわけですよね。だから、そこら辺の展望はどうなんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 副食費につきましては、保育の運営費という日常の職員さんの人件費ですとか、維持管理に係る感じであるんですけど、その中で、やはり該当する方は4,500円という数字が出てきます。

4,500円を引いた額で来るんですけど、最終的にはどうするかと言いますと、うちのほうも補助がないもんですから、運営費というのが全体で出ています。何十人規模のところは何千万円とかいう形で出ているんですけど。

そこで、もし運営費で不足するものを補充できる場合は、そちらのほうで支払ってほしいということで、県、国のほうも考えておるところでございます。なかなかそこが難しいんですけど、全体的にプールした部分で、保育の質を落とさないような形で運営をしていただきたいということで考えております。

○委員（新原春二） やっぱ園を切り回しをされる園長先生たちが一番心配しているのは、そこなんですよね。今のところはどのくらい来るかわからんので、今の現状で予算を査定をせないかんということなんですが。

そうした場合に、10月が来てみないとわからんということで、今、動いているようですので、そこら辺の差額はあるかないかについては、ぜひ注目をしておいてほしいと思います。

それと、もう一件です。最近出た話なんですけども、物価調整費をどうするかという話が今を出ていて、これも保護者から負担を求めないかんのかというのを議論になっているみたいです。

この物価調整費は、もう今までもあったと思うんですけども、この物価調整費の、今、具体的に出てきているのは680円という数字が出てきていますね。この物価調整費というのの意味と言いますか、中身というのをちょっと教えていただけますか。

○育成支援グループ長（下満道行） お答えします。9月の4日の日に、内閣府、それと厚生労

働省のほうから、10月以降の2号認定の副食費の取り扱いについてということで、ちょっと通知が来ております。

その中で、さっき新原委員がおっしゃったように、680円分の金額も含めて、公定価格のほうから4,500円の分と680円の分を引いたものが基本部分の単価ということで、3歳以上のお子さんについては公定価格が示されております。

その4,500円は当然副食費の部分になりますから、そこは保護者からの徴収の分、あと免除になる方は国等からの交付になります。残りの680円の部分については、別の加算、栄養管理加算とか、チーム保育推進加算とか、そういったところでの、そこを、今、充実してくださいということで、支給をされるというような内容になっているようです。

まだちょっと、園でそれぞれ事情もございまして、まだそこら辺の精査はできておりませんけれども、一応国のほうとしては、そういうふうな形で支給をするというふうに示されております。

○委員（新原春二） じゃあ、この物価調整額については、国のほうから支給をされるということで、保護者から負担をしてもらうということの性質のものではないということで理解してよろしいんですね。

○育成支援グループ長（下満道行） 一応そこは園の事情等の中の部分になってきますので、その680円を保護者のほうから徴収するということではなくて、これは公定価格のほうで見ますということになっております。

○子育て支援課長（知識伸一） その680円というのが、今度9月の4日に来たんですけど、それは公定価格から、例えばその払わなんいかん人なんかは4,500円分引きます、国のほうが。それに合わせて、今までの分が680円多いという表現は適当かどうかはわかりませんが、そういう形で国が、運営費用が、だから下がるという形になります。それを保護者さんにどうこうというのじゃなくて、運営費の基準が一人当たりが、その4,500円プラス680円……。

○育成支援グループ長（下満道行） 公定価格のその基本分の単価から、さっき言われた5,180円相当が引かれますということになっています。4,500円の部分は副食費の加算の

部分になってきますので、そこは公定価格等で副食費が免除になった方は給付費として出ますし、残りの部分については保護者からの負担ということで、その分は当然引かれます。

残りの680円の部分というのは、その別の加算ですね。栄養管理加算、それとチーム保育推進加算のほうで、それぞれの園の事情によって、ついたりつかなかったりもあると思いますけれども、そういった形での給付があるというような制度になっているようです。

○委員（新原春二） どうもよくわかったようでわからんですが、やっぱり保育園の先生方が、非常に不安がっていらっしゃるのはそこなんです。この物価調整額がひょこっと出てきて、ここは保育園の負担になるのか、保護者の負担になるのか、国のほうで負担をされるのかというのは、なかなかまだ理解はされていないということです、ここら辺ももう一回各園の数値を出していただかないと。

この保育園のほうは、保育連合会とか園長さん方のニュースで入ってくるんですけど、市のほうが説明が一切ないので、ここはどうなっているんだろうかというお問合せがあったもんですから、今、お話をするんですよね。

だから、そこら辺をきちんと説明していただきたい。物価調整額についてはわかりました。国のほうから調理師なんかの免許を持っている方々に対する査定をして、支給をするという部分です。

ただ問題なのは、今までの保育料から4,500円と680円を引かれるわけですので、実際保育園に入ってくる保育料というのは、5,180円を引いた額になりますから、今までと大分違うんですよね。

というのは、目減りをして、保育園のほうに支給をされるので、そこら辺の額がなかなかわからない。今までどおりだったら何も問題ないんですけど、それだけ引かれてくれば、大変だなということですので。

それは、まあやってみなければわからん話ですけども、そこら辺はもう10月1日から、10月からスタートということですので、ぜひそこら辺も、またもう一回保育園のほうに通達なり出していただいて、意思統一をしていただきたい

と要望しておきます。

○委員（福田俊一郎） 今度、制度が変わるので、ちょっとわかりやすく説明していただきたいんですけども、いわゆる1号認定は、今まで主食も副食も実費扱いでした。2号認定は、主食は実費で副食が保育料の中にふくまれておった。3号認定は、いずれもその保育料に含まれておったということです。これが、今度制度改正で、要するに保育と、昔は保育にかけると言っていたが、その保育の部分と幼稚園の部分と、制度が変わることによって不公平さが出るんじゃないかというような話もあるので、そこら辺はちょっとわかりやすく説明をいただきたいと思います。

○子育て支援課長（知識伸一） 今、福田委員がおっしゃられるとおり、平成27年にまず幼稚園と保育園の、統一して内閣府というところが、子ども・子育て支援、新しい法律で運営するようになったんですけど、ここ5年間は幼稚園につきましては、御飯代の主食、副食費は個人さんが出されておりました。

それで、3歳以上の保育園のお子様を2号認定と言うんですけど、そこにつきましては、おかずは運営費の中に入っておりまして、御飯だけ持ってくるというか、お弁当の白御飯を持って行かれるようなイメージだと思うんですけど、それでおかずは園でつくっておられて、保護者の負担とすれば、御飯をつくる分があったということで。

それで、3号認定といいまして、ゼロ歳から2歳の乳幼児のお子様なんですけど、こちらにつきましては、主食も副食費も保育料の中に入っておりまして、これは今後も同じ。3号認定につきましては、同じように主食も副食費も保育の中に実費は発生しないという状況でございます。

○委員（福田俊一郎） あとちょっと漏れしました。要するに1号認定、幼稚園の部分ですね。こと要するに2号認定の部分が。

○子育て支援課長（知識伸一） ごめんなさい。はい。その説明が漏れておりました。

○委員（福田俊一郎） 保育料がどうなのかと、その保育料の中に副食費は含まれておって、もう一方は実費だと。

○子育て支援課長（知識伸一） そうです。

○委員（福田俊一郎） そこはどうかというのは。

○子育て支援課長（知識伸一） そこで、別々で来ていたわけなんです、御飯代は。それを3歳以上はもう同じように無料にするということで、幼稚園の方式に統一したということで、食事部分につきましては。

それで、2号認定の保育園の3歳以上のお子様が、御飯代が実費になるようになったということで、これが10月の話です。おかず代がですね。

○委員（福田俊一郎） さっき新原委員のほうからも、いろいろと質問があったところでしたけど、そこはこの10月から消費税が上がるために、今でも幼稚園等ぎりぎりの運営をしているところがあって、この際保育料を値上げをするというような全国的な動きもあるみたいなんですけど、そういった場合はどうなってくるんでしょう。国からの要するに無償化のお金との差し引き分です。

○子育て支援課長（知識伸一） 基本的におかず代の決め方というのが、園独自で決められるわけでございます。それで、当然高い、4,500円より高いところを設定されるところもあるんですけど、それにつきましては、通っていらっしゃる園児の保護者の方々が、合理的に理解できる金額で設定をしてくださいということでお願いをしておるんですけど。今のところ、どこがおいくらというのまで、ちょっと把握をしていないもんですから、そういうような状況でございます。

○委員（福田俊一郎） ということは、もう幼稚園によっては無償化じゃないところも出てくると、ある程度実費分は。要するに、国が支払う以上の金額負担が出てくる幼稚園というか、認定子ども園等もあり得るということですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 今回の保育料の無償化というのは、あくまでも学費のほうが無料になりまして、おかず代をどうするかということで、幼稚園と統一しておかず代は、じゃあ出してくださいということになります。

ここが、年収が360万円未満のところなんかは、4,500円の範囲内であればかからないんですけど、料金がやはり上がりますと、実費はやっぱり発生する場合はあると思います。

同じように、実費で徴収しているのが学習用品の折り紙ですとか、そういうものは各園でとられている金額等々が違うもんですから、そういうあ

くまでも国のほうの保育料の無償化というのは、保育料につきまして無料になるということで御理解いただきたいと思います。

○委員（新原春二） もう一点確認をさせてください。

先ほども4,500円の国の提示があって、本当は6,000円かかるんだけど、もう4,500円にしないと、あっちの園は4,500円、こっちの、うちは5,500円というふうになれば、入るときの選別にかかわってくるんですよね。

だから、そういうのがないようにということで、4,500円なら4,500円、5,500円なら5,500円に、全部保育連合会として決めようということで、もうそこは絶対できないということであって、もう国の決めた方針で行きましょうということで、4,500円でみんな集めましょうかという話になっているみたいなんです。

そうした場合に、もう4,500円でせないかと、幼稚園も4,500円、保育園も4,500円ってなりますと、保育園は週6日ですよ。しかも副食費も1食ふえますし、おやつ代もふえる。幼稚園の場合は週5日ということで、副食費も一つは要らないし、あれも要らないということで、その4,500円をどうするかということでやったんですけども。

先ほど課長が言うように、園のほうで決めてもらっていいですよという話であって、園としても基本査定は出たのに、それを要求できないよねということであるんですが。それはそれで、まあいいとしても。

ただ、4,500円じゃ、どうしても栄養的に、カロリー的に合わないよねということで、例えば1,000円上げて5,500円で給食にしようかとなった場合に、この1,000円というのは、もう4,500円で子どもから集めていますから、その保育料の部分に食い込んでいいのかということはあるんですよね。

それが、もう法的にできないのであれば、できないという話をしてもらわないと、後でまたいろいろ後手に問題になるので、そこに食い込んで、1,000円なら1,000円。もうそこは園の運営でいいですよということになれば、園の運営でされていくと思うんですけども、そこら辺の見解

はどうですか。

○子育て支援課長（知識伸一）やはり、今、私どものところにあるのは、20人定員の保育園から300人以上の認定子ども園等々はあるんですけど、県のほうに確認しましたところ、基本単価が毎月何百万円か出るんですけど、もしその中で、保育の質を落とさんために副食費に充てるとするのは、何もやぶさかじゃないということで、そこは確認をしておりますので。

あとはその使い方は、なかなかどう使ってくださいというのは、こちらで言えないんですけど、その運営費の中でうまく回していただければ一番ありがたいというふうに考えております。

○委員（新原春二）非常にいい回答なんですけども、現場は大変なんです。そういう意味では、細かく丁寧に現場のほうを御指導いただければ大変ありがたいので、よろしくお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）今回の無償化によって、保育料の中で副食費を除いて国が50%、県が25%、市が25%と出すと。それで、今までは大体市が30%、これはそんな感じなのかなと思うんですが、まあ30%ぐらい出していたお金が、今度は25%になるということになると、その差額はどのぐらいになるんですか。今まで市が出していたお金と、今回無償化されたときの差額、市の持ち出し分です。持ち出し分の差額というのは、どのぐらいになるんでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一）ちょっとごめんなさい。私のほうが聞き間違っと思ったらあれなんですけど、要するに、今、井上議員のほうがおっしゃったのは、先行して薩摩川内市が保育料を減額していたと。それが国のほうの制度が追いついてきて、その分が少しかからなくなってきたんじゃないかということで、それがどれぐらいかということをおっしゃっているってことですかね。

一般質問でもお答えしたんですけど、あくまでも計算上です。何とかという補助金とか交付金で来るものではございません。あくまでも計算をし直して、今まで薩摩川内市で減額しているのが、

まず第二子半額とか、第三子半額、それから幼稚園と保育園を統一しています。それは6,600円に統一していると。それが、6,600円が要らなくなるわけですね。それで、あくまでも計算上ですけど、3億円ちょっとになるんじゃないかということで、計算上は出ております。

○議員（井上勝博）確かに先行投資ということやってきたんだということなんだけれども、やっぱりそういったお金を幾らかは、市としてはやっぱり引き上げるんじゃないくて、使うという考えというのはないのかということなんですけど、それはどうなんでしょうか。

○市民福祉部長（上大迫 修）答弁のとおりでありますので、全体的にはこれからまた議論をして整理をいたします。ただ、答弁の中でも申し上げましたとおり、本市が独自に進めております第二子半額、第三子無料化で、今回副食が自己負担となる部分については、今議会のほうに補正予算として、本年度に限ったことではありますが、そういった形でやっているということでございます。全体としては、これからの議論という形になるかというふうに考えております。

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行ないます。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一） それでは、議案第98号につきまして、子育て支援課分につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

予算書28ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費、子育て支援課分は731万8,000円の減額補正で、事項、児童福祉管理運営費は、4月の人事異動に伴います職員給与費の減額補正でございます。

3目児童館費は、5,424万4,000円の増額補正で、放課後児童クラブ運営補助金につきましては、既存児童クラブの単価調整及び新設児童クラブの運営費補助金の計上分でございます。4月1日現在で、新設児童クラブ数は昨年と比べて7カ所ふえております。増加分は川内小児童クラブ、第3限之城児童クラブ、副田ひまわり児童クラブ、第2MIKUNIKIDS CLUB、児童クラブtetoteーとてー2、学童保育RIN RIN HOUSE、東郷児童クラブぶらすでございます。

次の放課後児童クラブ運営費は、運営支援事業補助金は2カ所分の賃貸料補助でございます。

次に、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金につきましては、昨年の当初予算要求時に、24の児童クラブから実施予定と報告がありましたが、本年度の申請は8カ所にとどまり、減額補正を行うものでございます。

なお、本事業の実施に当たりましては、県主催の現任研修講座を受講修了した支援員の処遇を改善する施設への補助金でございます。参加できなかった事業所は、県の研修を未受講か、基準年があります平成28年度と比較して増加できなかったことが要因と考えておるところでございます。

今後も引き続き各児童クラブに周知徹底を図っていき、放課後児童支援員の処遇改善に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次の放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金につきましては、児童クラブの備品購入、防犯対策、ICT化を図る補助金で、来年度開設いたします下甕児童クラブほか4カ所の机等の備品購入に、防犯対策は樋脇白ゆり児童クラブの防犯灯の設置及びカーブミラーの設置に、ICT関係では、黒木わいわい児童クラブのほか11カ所に、パソコン、タブレット等の購入を行うものでございます。

最後、放課後児童クラブ施設整備補助金につきましては、来年度開設予定であります高城児童クラブ、平佐東児童クラブ、第4限之城児童クラブに対する施設整備補助金でございます。

4目保育園費は、2,100万円の増額補正で、10月から実施されます幼児教育・保育無償化に伴いまして、保育所、認定子ども園等に在籍する3歳から5歳児に係る食材料費が保護者負担となることから、食材料費負担が保育料負担を上回る保護者がいらっしゃることから、本年に限り、保育料の徴収基準に準じて、第二子半額、第三子以降全額の保護者に対しまして補助し、保護者の負担軽減を図るものでございます。

ここで、副食費等の説明をいたしますので、生活福祉委員会資料の9ページをお開きください。

未就学児多子世帯実費負担軽減事業補助金の概要につきましてです。

1番目、制度導入の背景ということで、10月から幼児教育・保育の無償化の制度導入によりまして、3歳以上の1号認定子ども及び2号認定子どもに係る保護者負担金は全て無料化されることとなった一方で、副食費は保護者の実費負担とされることになりました。

このため、特に多子世帯に関しまして、副食材料費の負担額が、従来の保護者負担額を上回る事態が生じていることとなりました。また、保育施設や保護者からも副食材料費について負担軽減を求める声があることから、対応策を検討いたしまして、10月から来年3月までの暫定措置といたしまして、本事業を実施するため、今回、補正予算を上程、お願いしたところでございます。

補助金の交付対象者といたしましては、市長が認定した1号認定子ども、2号認定子どもの教育保育給付認定保護者で、本市の保育料算定基準に準じて算定した第二子以降の教育保育給付認定子どもに係る副食材料費を利用している特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所に支払ったものに対しまして、補助金を交付する制度でございます。

3番目です。補助金額でございます。

次の金額をそれぞれの上限額といたしまして、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所に支払った副食材料費に相当する額を補助するものでございます。二人目のお子様につきましては、月

額2,250円の範囲で、第三子以降につきましては、4,500円の範囲でございます。

その他支給方法につきましては、検討中であるんですけど、生活福祉委員会資料の8ページを、ちょっと戻っていただきまして、下のほうなんですけど、今回の(3)でございます。

幼児教育・保育の無償化に伴います3歳から5歳児の数の内訳ということで、この時点で算定した数でございます。3歳から5歳のお子様は2,282人ということで、2,300人弱いらっしゃいました。

下のほうで、国の制度で、無償化に伴う年収360万円未満の世帯、それから第三子のお子様等々が683人。真ん前です。副食費に係る市の新たな助成制度ということで、今回お願いする二人目半額、三人目無料で1,025人です。

それから、1番目のお子様につきましては574人と、こういう形になりまして、4,500円副食費を支払う必要があるお子様につきましては、第一子の574名が該当するということで考えておるところでございます。

戻っていただきまして、5目母子福祉費が55万円の増額補正で、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特例特別給付金の支給に必要なシステム改修を行うものでございます。

引き続き歳入につきましては、戻っていただきまして、12ページをお開きください。

子育て支援課分は15款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金、母子家庭等総合支援事業費補助金は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関するものでございます。

子ども・子育て支援交付金は放課後児童クラブに対するもの、13ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金につきましても、放課後児童クラブに対するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、生活福祉委員会資料を御説明いたしますので、5ページをお開きください。

幼児教育・保育の無償化につきまして説明をさせていただきます。

実施時期は10月の1日でございます。対象者、対象となる範囲は、主に太字のところを説明させていただきます。

対象となる施設、事業所でございます。幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育、企業主導型保育事業所などがございます。これは3歳から5歳の利用料が無料となります。

右のほうを見ていただきまして、ゼロ歳から2歳児は市町村民税非課税世帯に係る利用料は、無料化ということになります。

真ん中の段です。幼稚園、認定子ども園の預かり保育でございます。

1号認定のお子様なんですけど、保育の必要性の認定ということで、親が働いていらっしゃる等々で、保育が必要な方の場合、幼稚園、認定子ども園の教育利用時間に加えて、利用実態に応じて月額1万1,300円までの範囲で無償化ということになります。

ゼロ歳から2歳児につきましては、市町村民税が非課税世帯の満3歳児で、保育の必要性の認定を受けた場合、幼児教育認定子ども園の教育利用時間に加えまして、月額1万6,300円の範囲で無償化ということになります。

下の段です。認可外保育施設一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業です。これは、保育の必要性の認定を受けた場合、月額3万7,000円までの利用料が無償化ということになります。

ゼロ歳から2歳児につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合、保育が必要な場合、市町村民税非課税世帯の場合は、月額4万2,000円までの利用料が無償化ということになります。

ただし、そこが一番下の米印です。教育・保育給付認定を受けて、教育・保育施設、地域型保育事業を利用している場合や、企業主導型を利用している場合は、無償化の対象外ということで、認定子ども園ですとか幼稚園、保育園等へ通園している場合は、一番下は対象外ということになります。

6ページです。財源にいたしましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ということになります。

財源措置でございます。初年度、ことしにつきましては、要する経費は全額ふえた分は国で負担していただきます。

事務費につきましても、来年度までの2年目までが全額国費負担ということになります。システム改修も国費で見ていただく予定でございます。

あと4番目、就学前の障害児の発達支援ということで、つくし園等を御利用されているお子様でございます。これにつきましては、利用料が無料化ということになります。

(3) 幼稚園、保育所、認定子ども園等と発達支援の両方を利用する場合は、どちらも無料ということになります。

あけていただきまして、済みません。先ほどから出ております幼児教育・保育の無償化に伴う食料費の見直しということで記載させていただきました。

食料料費の取り扱いは、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担し

てきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考えを維持することを基本とし、以下のような取り扱いにすることになります。

1号認定、2号認定は、主食費、副食費ともに施設による実費徴収が基本となります。それに生活保護世帯やひとり親世帯については、引き続き公定価格内で副食費免除となります。

さらに、その下のところ。副食費の免除が360万円未満相当世帯は免除になるということでございます。3号認定子どもは無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取り扱いを継続ということで、副食費、主食費、どちらも運営費のほうに入ることになります。

その下のイメージ図が、先ほど御質問にあったとおり、済みません。私の説明があれだったんですけど、幼稚園の方式、1号認定の方式に今回統一されるということで、お示ししております。

それで、副食費の免除の範囲ということで、年収360万円未満の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第三子を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算ということで、そこにお示ししたとおり、今回新たに副食費免除、それから国の制度で無償化の対象者等々になります。

第一子、第二子、第三子という考え方が、国のほうがあるんですけど、幼稚園につきましては、3歳から小学校3年までの間のお子様の何人目かというカウントの仕方をします。

それで、2号、3号はゼロ歳から小学校就学前で算定することになるんですけど、薩摩川内市独自の第二子半額、第三子無料の制度につきましては、年齢制限を撤廃して、所得制限も撤廃しておりますので、これで国の制度にかからない第3番目のお子さんなんかを、先ほど可決していただいたそういう形で補助をしていきたいということで考えておるところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）先ほどの説明の中で、児童クラブが7カ所増加するということでありましたけれども、以前質問で、幼稚園保育の日曜保育、夜間保育ということはお尋ねをしたことがあ

ったんですが、児童クラブにおける放課後児童クラブが、祭日、学校が休みの場合の運営をしているところもあるようですけれども、この割合というのはどの程度あるのでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 児童クラブが基本的には平日の場合ですと、学校が終わられて、どこか最高7時ぐらいまで運営を大体されておるんですけど、夏休みにつきましては朝7時ぐらいからとか、もうちょっと遅くから夕方7時ぐらいまで、ちょっと時間は多少前後するところがあるものですから。

今のところは7時ぐらいまでのところが、ほぼ全て運営されていて、それ以外の土曜日まではするんですけど、なかなか日曜日というのはやっていられないというふうに考えておるところでございます。

○委員（成川幸太郎） その実態としては、正確にはつかめていないということですか。

○子育て支援課長（知識伸一） まあ月曜から土曜までと、夏休みという形で、祭日等はちょっと、日曜祭日はお休みという形でございます。

○委員（成川幸太郎） 夏休みは大体されているということで捉えさせていただきますけど、日曜日に子どもが歩いているんで、「どこへ行くの」と言ったら、「児童クラブ」という子もいるし、されているところもあるんでしょうから、これは保育園とか幼稚園の休日保育と合わせて、やはり同じように前向きな取り組みをして、まあ運営上、運営がまた別途料金で、それはもうとらざるを得ないでしょうけども、ぜひそういうことができて、働くお父さんやお母さんが安心して子どもを置いて働けるような環境をつくっていただければと思います。前向きな取り組みをお願いします。

○委員（新原春二） 79号、80号が一応通過をして、今のところ委員会を通して、あと本会議を25日で実際は動いていくんですけども、9月の25日ですよ。10月からの施行なんですよ。あと5日しかないという中で、今、集金業務をどうするかというので、保育園はもうすったんばったんしているんですよ。

まあ園によっても違うんでしょうけども、銀行引き取りをというふうに考えているんですけども3カ月かかるという状況の中で、当面は園で現金集金をせないかんという事態になっているようで

す。

そうした場合に、非常にまあ保育園の事務を含めて、保育園の先生方も含めて、非常に多忙の中にどうなっていくのかという一つの不安があって、集金業務に入っていくわけですね。

そうした場合に、事故の関係が非常に心配をされるので、事故のないように、やっぱり市からも各保育園に現金で、ほとんど全保育園の場合、幼稚園の場合はもうシステムはなっていますので、保育園の場合は、ほとんどもう時間がないので、現金で園でやりとりをされるふうになっていくと思うんですけども。

そこら辺の事故のないように、もう一回集金体制も含めて、市のほうからも各園に対する事故のないようにという、一つの通達を出されたほうがいいんじゃないかというふうに思います。まずそれが一点です。

もう一つは、毎月保育所の運営費請求書ということで請求されるんですよ、市のほうに。私のところは何歳が何人いて、何歳は何人いるという請求をされて、それを全部合算をされて、市のほうから各園に対する何百万円という一つの保育料が出てくるんですけども。

その請求のあり方については、今までどおりその方法でいいのか、10月からは別な方法に切りかわっていくのか、そこら辺はどうなりますか。

○子育て支援課長（知識伸一） 1点目はその副食費がもういよいよ始まるということで、その現金等々で最初は動かないかんということで、そちらにつきましては、十分また周知をしながら、こちらもし何かあれば、アドバイス等々をしていきたいと思いますので。

二つ目の運営費の請求の仕方というのは、基本的にほぼ一緒でございます。違うのは副食費の関係で、免除になった方を加算する。それから、先ほどごめんなさい。私がうっかりしておったんですけど、栄養士加算というのが額がふえます。680円のあれってことで。そちらのほうを追加でなと思うんですけど。

そちらにつきましては、またもう一回こちらのほうも丁寧に御説明をしていきたいと思います。ほぼ同じ様式で請求という形になると思います。

○委員（新原春二） 現状のままということであつたら、それなりに含めてですけども。実際、例

えば1,000万円ぐらい市が来よったのが、減額になって100万円ぐらい開いて、900万円ぐらいになったと仕事をした場合に、今度は運営費としてそれを査定する場合に、非常に困って。

実際は、もういろんな行事費とか、あるいは教材費とか、そういうものを削らざるを得ないんじゃないかということで。しかも、年度途中なものですから、それが非常に難しいという、非常に苦情があっているんですよ。

特に今度は、調整費が680円引かれるというので、保育料がそれだけ引かれるわけですね。例えば1万円あったのが5千いくらか、それは引かれてくるわけですので、それだけ園に入ってくる運営費というのは少なくなっていくんじゃないかと思うんですけど。

そこら辺の、もし少なくなった場合に、まだ今はやってみないとわからんということですけど、少なくなった場合の補填というものと、そういうものは市としてできないものですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 難しい御質問なんですけど、市のほうで補填ができないかということで、今のところは考えておらないところで。国の考えが、給食費の副食費が減らしますよ、減らしますけど保護者の方に払っていただきますから、そこはごめんなさいね。そこは、払う払わんは、また出てくるとは思いますけど、そこは4,500円、4,500円でちょうど合います。

それで、680円分が減るということなんですけど、これにつきましては、栄養士さんがおられるところは栄養士加算というところで別の加算で入りますので、そこでプラマイゼロになるという形になるんですけど、栄養士さんがおられていないところは、実際、若干その680円って、そこをどうするかというのは今後出てくるかもしれないんです。

我々としても、まだ国から正式な単価表というのが、まだ来ていない状況でございますので、我々も、今、やっと副食費につきましても、国制度でどれぐらいということは、システムを今ちょうど入れかえまして、今、検証中でございます。もうぎりぎりですとやっておるところなんですけど。

そういう形で、今、検証をしながら、間違ったらいけませんから、いいですよと言いながら、ごめんなさい、やっぱり払ってくださいというのを

したらいけませんので、そういう形で、今、検証をしているんですけど。

うちのほうも新しい制度が来れば、すぐに皆様方にお渡しする方向で、その前には我々がまずそしゃくをして、なかなか本当今度の制度が該当する人せん人とか、今まででもなんですけど、相当複雑になっておりますので、そこをしてからまた説明せないかん場合なんかは、また周知徹底を図っていきたいと思いますので、残された時間はもうあと二十日弱になりました。

それで、国のほうがそういう形で決まっていくもんですから、我々もそれに沿って、なるだけ保育園さんに迷惑をかけない形で、また一緒に進んでいきたいということで考えております。

○委員（新原春二） 最後にしますけども、保護者のほうは減額をされるというので非常にありがたいんですけども、そうすると保育園の運営のほうで、非常にすってんばったんされているようですので、そこら辺で、最近この680円が出てきたもんだから、また先生方も心配されているようですので、実際は10月にならないとどれだけ入ってくるかもわからない状況で今運営をされているということは御理解をさせていただいて、ぜひ御指導をよろしくお願いします。

○市民福祉部長（上大迫 修） 新原委員が終始一貫して、園側の受けとる保育料、運営費のほうはどう動くのかということでございますが、10月から制度が始まりますけど、10月は概算で支払っていく中で、その後に清算していく形になるんですけど。基本的には、上げる請求書の形態はほぼ変わらずに、それで申請します。2カ月後になるんですかね、一般的に精算が終わるのからしますと。

その時点では、今後どのぐらい入ってくるのかという部分は、各園が推察できる状況まで、私たちのほうも情報提供、請求書において、その確認がされる状況にもありますので、当分の間、その園のほうの運営の中で、副食費の実質不足する分をどうするのかも含めて、頭の痛い部分は続くかと思えますけど、私どもも適正に事務を進めて、そういった要点が立つように、情報のほうは流していけるようにしたいというふうに思います。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（中島由美子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように扱います。

○委員長（中島由美子）ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午後 2時 9分休憩

～～～～～～～～

午後 2時13分開議

～～～～～～～～

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（中島由美子）ここで、本会議に戻します。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

本委員会の行政視察については、10月30日から11月1日で実施したいと思いますが、視察先との詳細な調整等がありますので、委員派遣の手続は委員長に一任いただきたいと思います。

また、市内の現地視察等は、閉会中に調査ができるようにしたいと思いますが、この委員派遣の手続についても、委員長に御一任いただきたいと思います。

ついては、そのように扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、生活福祉委

員会を閉会いたします。

【卷末資料】

陳情文書表

受 理 番 号	陳情第 1 号	受理年月日	平成 3 1 年 2 月 2 8 日
件 名	後期高齢者医療の医療費窓口負担の 2 割化に反対する意見書の提出についての陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 2 9 7 3 番地 1 全日本年金者組合薩摩川内年金者の会 代表 青木 邦雄		
要 旨			
本年（2 0 1 9 年）から、後期高齢者医療（7 5 歳以上）の医療費窓口負担を現行 1 割から 2 割にする論議が、経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度審議会（財務省）で進められ、社会保障制度審議会（厚生労働省）でも議論が開始されている。2 割化となる負担増の計画に対して、老人クラブや医療関係団体から慎重な意見が相次いでいる。 戦前、戦後を体験してきた高齢者は日本経済の発展に寄与し、医療に安心してかかる制度に支えられ世界一の長寿国を作り上げてきた。しかし、この間、公的年金の受給額が毎年減少するなどの影響もあり、一人暮らしの高齢者の約半数は生活保護基準を下回り高齢世帯の 2 7 % が貧困状態に陥っている。 高齢者は健康で長生きするために、わずかな貯蓄を取り崩し日々の生活を送っている。このような厳しい実態に追い打ちをかける 7 5 歳以上の医療費窓口負担の 2 割化は、高齢者の生活と健康に大きな影響を及ぼし大変困る。 ついては、下記事項について、地方自治法第 9 9 条に基づき、国会に意見書を提出されるよう陳情する。 記 ・ 7 5 歳以上の医療費の窓口負担を 2 割にしないこと。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 中 島 由美子